

	MUBK T1-1	MUBK T1-2	MUBK B3AT1-1
1	発行者	三菱UFJ銀行	Bank of Ayudhya Public Company 他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法 他
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額他
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額他
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式	普通株式 等
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	99,080 億円	2,738 億円
	単体自己資本比率	87,283 億円	—
9	額面総額	—	—
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	株主資本	非支配株主持分
	単体貸借対照表	株主資本	—
11	発行日	—	—
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	—	—
18	配当率又は利率	—	—
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	—	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式	優先株式 他
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3AT1-2	MUBK B3AT1-3	MUBK B3AT1-4
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの永久劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	1,500 億円	2,500 億円
	単体自己資本比率	1,500 億円	2,200 億円
9	額面総額	1,500 億円	2,500 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2015年10月29日	2016年3月3日
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2026年1月15日：元本全額償還	2026年7月15日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日	初回償還可能日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定から変動	固定から変動
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	有	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等	当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	有	有
34	その概要	金融庁その他の監督当局と協議の上決定した金額	金融庁その他の監督当局と協議の上決定した金額
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3AT1-5	MUBK B3AT1-6	MUBK B3AT1-7
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの永久劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	900 億円	1,490 億円
	単体自己資本比率	900 億円	1,490 億円
9	額面総額	900 億円	1,490 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2016年10月24日	2017年10月23日
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2027年7月15日：元本全額償還	2023年1月15日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日	初回償還可能日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定から変動	固定から変動
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	有	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等	当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	有	有
34	その概要	金融庁その他の監督当局と協議の上決定した金額	金融庁その他の監督当局と協議の上決定した金額
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3AT1-8	MUBK B3AT1-9	MUBK B3AT1-10
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの永久劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	450 億円	530 億円
	単体自己資本比率	450 億円	530 億円
9	額面総額	450 億円	530 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2018年10月19日	2018年12月18日
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2024年1月15日：元本全額償還	2024年1月15日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日	初回償還可能日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定から変動	固定から変動
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	有	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等	当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	有	有
34	その概要	金融庁その他の監督当局と協議の上決定した金額	金融庁その他の監督当局と協議の上決定した金額
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-1	MUBK B3T2-2	MUBK B3T2-3
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	400 億円	100 億円
	単体自己資本比率	400 億円	100 億円
9	額面総額	400 億円	100 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2014年6月26日	2014年6月26日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2024年6月26日	2024年6月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	2019年6月26日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	初回償還可能日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定から変動
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-4	MUBK B3T2-5	MUBK B3T2-6
1	発行者 三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法 日本法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	200 億円	150 億円
	単体自己資本比率	200 億円	150 億円
9	額面総額	200 億円	150 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2015年6月18日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2025年6月18日	2030年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年6月18日：元本全額償還	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定から変動	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-7	MUBK B3T2-8	MUBK B3T2-9
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	1,520 億円	350 億円
	単体自己資本比率	1,520 億円	350 億円
9	額面総額	1,520 億円	350 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2016年3月14日	2016年4月28日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2026年7月13日	2026年4月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2021年7月13日：元本全額償還	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-10	MUBK B3T2-11	MUBK B3T2-12
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	1,090 億円	310 億円
	単体自己資本比率	1,090 億円	310 億円
9	額面総額	1,090 億円	310 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2016年7月29日	2016年9月23日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2026年7月29日	2026年9月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2021年7月29日：元本全額償還	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-13	MUBK B3T2-14	MUBK B3T2-15
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	690 億円	230 億円
	単体自己資本比率	690 億円	230 億円
9	額面総額	690 億円	230 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2017年3月2日	2017年8月1日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2027年7月26日	2027年8月2日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年7月26日：元本全額償還	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-16	MUBK B3T2-17	MUBK B3T2-18
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	530 億円	2,060 億円
	単体自己資本比率	530 億円	2,060 億円
9	額面総額	530 億円	2,060 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2017年9月15日	2017年9月15日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2028年1月12日	2028年1月12日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	2023年1月12日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

	MUBK B3T2-19	MUBK B3T2-20	MUBK B3T2-21
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段	—	—
	規制上の取扱い	—	—
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—
	連結自己資本比率	400 億円	600 億円
	単体自己資本比率	400 億円	600 億円
9	額面総額	400 億円	600 億円
10	表示される科目の区分	—	—
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2018年5月31日	2018年5月31日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2028年5月31日	2028年5月31日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	2023年5月31日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	初回償還可能日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	—	—
17	配当率又は利率の種別	固定	固定から変動
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

		MUBK B3T2-22	MUBK B3T2-23
1	発行者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	—	—
3	準拠法	日本法	日本法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン	三菱UFJフィナンシャル・グループからの劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	100 億円	280 億円
	単体自己資本比率	100 億円	280 億円
9	額面総額	100 億円	280 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	負債	負債
	単体貸借対照表	負債	負債
11	発行日	2018年8月13日	2018年11月5日
12	償還期限の有無	有	有
13	その日付	2028年8月10日	2028年11月2日
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—	—
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定	固定
18	配当率又は利率	*	*
19	配当等停止条項の有無	無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有	有
31	元本の削減が生じる場合	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等	実質破綻事由：特定第二号措置等が必要と認定された場合等
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無	無
34	その概要	—	—
34a	劣後性的手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他内部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	その他内部TLAC調達手段	その他内部TLAC調達手段
36	非充足資本要件の有無	無	無
37	非充足資本要件の内容	—	—

※後掲「ローン契約内容」ご参照

※後掲「ローン契約内容」ご参照

【配当率又は利率の記載がない明細の加重平均金利】

本ページでは、前掲の明細表において「配当率又は利率」欄に「*」で示されている明細の加重平均金利を記載しております。

加重平均金利	1.063% (小数点第4位四捨五入)
--------	---------------------

【当行が組成した劣後ローンの契約内容】

本ページでは、当行が組成した劣後ローンについて前掲の明細表にない主な契約内容を記載しております。

・その他Tier1資本における永久劣後ローン（元本回復特約無）

利息支払期日	毎年1月15日及び7月15日
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由（資本適格事由）の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。（ただし、「元本の削減に係る特約」に従う。）
利払停止特約の概要	<p>下記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する</p> <p>(1) 任意利払停止 当行は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利息支払期日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる</p> <p>(2) 利払可能額制限 当行が利息支払期日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、当行は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない</p> <p>(a) 利払可能額 ある利息支払期日について、当該利息支払期日に係る調整後分配可能額を、(i)当該利息支払期日に各本劣後債務につき支払うべき本劣後債務の利息の全額ならびに(ii)当該利息支払期日に支払うべき配当最優先株式および同順位証券の配当、利息およびその他の分配金の総額で按分して算出される額のうち、上記(i)に係る按分額</p> <p>(b) 調整後分配可能額 ある日において、会社法に基づき算出される当該日における当行の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当、利息およびその他の分配金の総額を控除して得られる額</p> <p>(c) 同順位証券 当行の債務で利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等</p> <p>(d) 劣後証券 当行の債務で利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等</p>
元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要	<p>(1) 損失吸収事由に係る債務免除 損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じた時点から債務免除日までの期間中、借入金の元本、および当該内部TLAC実質破綻事由が生じた時点以前における内部TLAC実質破綻事由の発生により免除されている支払義務に係る金額のうち当該借入に係る所要損失吸収額に相当する金額および借入金の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、当行は、借入金の元利金の支払義務を免除される</p> <p>(a) 損失吸収事由 当行が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率または単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ただし、当行が、金融庁その他の監督当局に対し、当行の連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなることを見込まれる計画を提出し、当該計画につき金融庁その他の監督当局の承認を得られている場合には、損失吸収事由は発生しなかったものとみなす</p>

	<p>(b) 所要損失吸収額 本借入金について、総所要損失吸収額を、本借入金の元本の額および当該借入以外の各借入金の元本の額等で按分して算出される額のうち、本借入金に係る按分額</p> <p>(c) 総所要損失吸収額 本借入金および当該借入以外の各借入金の元本ならびに損失吸収証券の元本の支払義務の全部または一部の免除等または普通株転換により、当行の連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率が5.125%を上回るようになるために必要な額として金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額</p> <p>(d) 損失吸収証券 当行のその他Tier1資本調達手段のうち本借入金を除く負債性資本調達手段に該当するもの</p> <p>(2) 実質破綻事由に係る債務免除 内閣総理大臣が、当行について、預金保険法における第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、および特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合、当行は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される</p> <p>(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除 当行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、当行は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される</p> <p>(4) 内部TLAC実質破綻事由に係る債務免除 内部TLAC実質破綻事由が生じた時点において、当行は、本借入金の元本のうち当該借入に係る内部TLAC所要債務免除額に相当する金額および本借入金の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本借入金の元利金の支払義務を免除される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部TLAC実質破綻事由 銀行法第52条の33第1項に基づき、金融庁長官が三菱UFJフィナンシャル・グループに対して、当行につき財務危機事由が存在すると認めた旨を記載し、本借入金の元本および内部TLAC適格その他Tier1債務の元本の支払義務の全部または一部の免除等または普通株転換を命ずる内部TLACを用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令を発出した場合
劣後特約の概要	本劣後債務は、当行の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、当行の一般債権者、その他内部TLAC債務に係る債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する

• その他Tier1資本における永久劣後ローン（元本回復特約有）

利息支払期日	毎年1月15日及び7月15日
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由（資本適格事由）の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。（ただし、「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。）
利払停止特約の概要	<p>下記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する</p> <p>(1) 任意利払停止 当行は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利息支払期日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる</p> <p>(2) 利払可能額制限 当行が利息支払期日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、当行は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない</p> <p>(a) 利払可能額 ある利息支払期日について、当該利息支払期日に係る調整後分配可能額を、(i)当該利息支払期日に各本劣後債務につき支払うべき本劣後債務の利息の全額ならびに(ii)当該利息支払期日に支払うべき配当最優先株式および同順位証券の配当、利息およびその他の分配金の総額で按分して算出される額のうち、上記(i)に係る按分額</p> <p>(b) 調整後分配可能額 ある日において、会社法に基づき算出される当該日における当行の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当、利息およびその他の分配金の総額を控除して得られる額</p> <p>(c) 同順位証券 当行の債務で利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等</p> <p>(d) 劣後証券 当行の債務で利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等</p>
元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要	<p>(1) 損失吸収事由に係る債務免除 損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じた時点から債務免除日までの期間中、借入金の元本、および当該内部TLAC実質破綻事由が生じた時点以前における内部TLAC実質破綻事由の発生により免除されている支払義務に係る金額のうち当該借入に係る所要損失吸収額に相当する金額および借入金の利息のうち当該金額の元本に当たった利息について、当行は、借入金の元利金の支払義務を免除される</p> <p>(a) 損失吸収事由 当行が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率または単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ただし、当行が、金融庁その他の監督当局に対し、当行の連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなることを見込まれる計画を提出し、当該計画につき金融庁その他の監督当局の承認を得られている場合には、損失吸収事由は発生しなかったものとみなす</p> <p>(b) 所要損失吸収額 本借入金について、総所要損失吸収額を、本借入金の元本の額および当該借入以外の各借入金の元本の額等で按分して算出される額のうち、本借入金に係る按分額</p>

	<p>(c) 総所要損失吸収額 本借入金および当該借入以外の各借入金の元本ならびに損失吸収証券の元本の支払義務の全部または一部の免除等または普通株転換により、当行の連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることをするために必要な額として金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額</p> <p>(d) 損失吸収証券 当行のその他Tier1資本調達手段のうち本借入金を除く負債性資本調達手段に該当するもの</p> <p>(2) 実質破綻事由に係る債務免除 内閣総理大臣が、当行について、預金保険法における第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、および特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合、当行は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される</p> <p>(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除 当行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、当行は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される</p> <p>(4) 内部TLAC実質破綻事由に係る債務免除 内部TLAC実質破綻事由が生じた時点において、当行は、本借入金の元本のうち当該借入に係る内部TLAC所要債務免除額に相当する金額および本借入金の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本借入金の元利金の支払義務を免除される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部TLAC実質破綻事由 銀行法第52条の33第1項に基づき、金融庁長官が三菱UFJフィナンシャル・グループに対して、当行につき財務危機事由が存在すると認めた旨を記載し、本借入金の元本および内部TLAC適格その他Tier1債務の元本の支払義務の全部または一部の免除等または普通株転換を命ずる内部TLACを用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令を発出した場合
元本回復特約の概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元本の全部または一部の支払義務が免除されている場合において、元本回復事由が生じた場合、当行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元本回復事由 元本回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けた上で、当行が元本の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合
劣後特約の概要	<p>本劣後債務は、当行の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、当行の一般債権者、その他内部TLAC債務に係る債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する</p>

• Tier2資本における劣後ローン

<p>特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額</p>	<p>税務事由または資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。(ただし、「債務免除特約」に従う。)</p>
<p>実質破綻時債務免除特約の概要</p>	<p>(1) 実質破綻事由に係る債務免除 内閣総理大臣が、当行について、預金保険法における第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、および特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合、当行は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される</p> <p>(2) 内部TLAC実質破綻事由に係る債務免除 内部TLAC実質破綻事由が生じた時点において、当行は、本借入金の元本のうち当該借入に係る内部TLAC所要債務免除額に相当する金額および本借入金の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本借入金の元利金の支払義務を免除される</p> <p>・内部TLAC実質破綻事由 銀行法第52条の33第1項に基づき、金融庁長官が三菱UFJフィナンシャル・グループに対して、本借入金の元本および内部TLAC適格Tier2債務の元本の支払義務の全部または一部の免除等または普通株転換を命ずる内部TLACを用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令を発出した場合をいう</p>
<p>劣後特約の概要</p>	<p>当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、または会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合には、本借入に基づく元本及び利息の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する</p>